

IV. 改革後の国保事務運営

1 国保運営方針の策定プロセスとポイント

2 国保運営協議会

3 その他の国保事務運営について

国保運営協議会(都道府県、市町村)の設置

○ 今般の国保法の改正により、都道府県及び市町村のそれぞれに、国保事業の運営に関する重要事項について審議する場である国保運営協議会を設置することとされた。

〈参考〉 国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ)(平成27年2月12日国保基盤強化協議会)

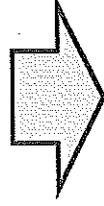
2. 運営の在り方の見直し(保険者機能の強化)

○ (略)

国保の運営に関する重要事項を協議する場として、都道府県に、被保険者代表、保険医又は保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険代表が参加する国保運営協議会を設置する。

〈参考〉 国保運営協議会における審議事項

- ・ 都道府県… 国保事業費納付金の徴収、国保運営方針の作成その他の重要事項
- ・ 市町村… 保険給付、保険料の徴収その他の重要事項



○ 都道府県においては、国保事業費納付金の徴収(算定方法の決定等)や国保運営方針の作成等の重要事項について、都道府県の国保運営協議会の審議を経る必要があることから、平成30年度からの新制度の施行に向けて、平成29年度には国保運営協議会を設置する必要があるが、地域の実情に応じて、あらかじめ、国保運営協議会(又はその前身となる機関)を設置し、審議を行うことが考えられる。

○ そのため、国保運営協議会の運営に関する詳細(国保運営協議会の構成、委員の定数等)について、国保事務レベルWGで協議の上、平成28年1月26日付けの通知で各自治体に提示したところ。

都道府県の国保運営協議会の構成等

<委員の構成>

○ 国保運営協議会は、国保事業の適正な運営を図る観点から、国保事業の運営に関する重要事項について関係者による審議を行う場として設置されるものである。

○ そのため、都道府県の国保運営協議会については、「国保の被保険者」、「国保の保険医又は保険薬剤師」、「公益(学識経験者等)」の三者の代表に加え、国保財政において被用者保険が拠出する前期高齢者交付金の割合が相当程度高く(約31%。平成27年度予算ベース)、国保事業の運営の在り方が被用者保険の運営にも影響を与えることに鑑み、「被用者保険」の代表も必ずその構成員とすることとする。

○ 一方、都道府県とともに国保の運営を担うこととなる市町村については、都道府県の国保運営協議会の構成員ではなく、事務局の立場から審議に参画することを想定している。

※ 都道府県と市町村との間の協議については、国保運営協議会とは別の場において行われ、当該場での協議内容を踏まえたものが国保運営協議会において審議されることを想定している。

<委員の数等>

○ 国保の被保険者の代表、国保の保険医又は保険薬剤師の代表、公益の代表各側の意向が適切に配慮されるよう、それぞれ同数とする。被用者保険代表については、各代表の数の半数以上、同数以内とする。

○ また、各側委員の具体的な人数については、各都道府県の実情を踏まえて条例により決定する。

○ 委員の任期については、三年とする。

※ 上記委員の数等については、現行の市町村の国保運営協議会と同様の取扱い。

市町村の国保運営協議会の構成等

<委員の構成>

○ 従来より市町村に設置されている国保運営協議会にあっては、

- ・「国保の被保険者」、「国保の保険医又は保険薬剤師」、「公益(学識経験者等)」の三者を必ずその構成員とし、
- ・前期高齢者交付金の太宗を拠出する立場である「被用者保険の代表」については、国保の財政運営の責任主体となる都道府県に新たに設置される国保運営協議会において構成員と位置づけられ、都道府県の国保運営協議会において意見表明が可能であることから、市町村の国保運営協議会では任意の構成員と位置づける。

※ なお、被保険者の健康の保持のために必要な保健事業についての全体的な取組方針等は都道府県に置かれる保険者協議会において議論することを想定している。

<委員の数等>

○ 国保の被保険者の代表、国保の保険医又は保険薬剤師の代表、公益の代表の各側の意向が適切に配慮されるよう、それぞれ回数とする。

被用者保険の代表については、任意の構成員であることに鑑み、他の各側の委員と同数を上限とする。

○ 各側委員の具体的な人数については、各市町村の実情を踏まえて条例により決定する。

○ 委員の任期については、三年とする。

※30年度までは現状通り二年の任期とし、30年度以降の委員の着任以降三年とする。